

令和7年第10回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年10月28日（火）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第21号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第22号 農地法第5条の許可書の返戻について

日程第 5 報告第47号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 8 議案第50号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 9 議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

令和7年第10回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第47農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

日程第6

議案第48農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 12 ）

日程第8

議案第50号令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 4 ）

日程第9

議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 26 ）

令和7年第10回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 10月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 10月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	下石	昭廣
3番委員	内村	介貞
4番委員	中石	均
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第10回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員が会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉委員、2番委員の下石委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第21号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第21号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計6件15筆11,863㎡、うち田が8筆6,147㎡、畑が7筆5,716㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法合意解約に関する総会資料が3頁95番から98番と旧基盤法機構法による合意解約が4頁20番、21番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、報告第22号農地法第5条の許可書の返戻について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第22号農地法第5条の規定による許可申請の返戻について報告するもので、合計1件3筆467.95㎡、田が3筆467.95㎡でございます。詳細につきましては、担当職員が説明いたします。

事務局

報告第22号農地法5条の規定による許可申請の返戻について説明いたします。資料の6頁をご覧ください。受付番号2番、受付年月日令和7年10月9日、受人：○○○○、渡人：○○○○、申請地：蓼池字岩下331番1、他2筆、地目：田、合計面積：467.95㎡です。転用目的は一般住宅となっており、令和7年7月に転用の許可を受けましたが、譲受人が許可を受けた農地の一部を今後も農地として利用していきたいと考え直したため、今回許可書の返戻を行うものとなっております。法案では、議案49号の農地法第5条の規定による許可申請で転用面積を縮小して再度申請されており、また後程ご説明いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第47号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計3件4筆3,188㎡、うち畑が4筆3,188㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料8頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号38番から40番につきましては、受人が同一であり、まとまりのある農地であるため、一括にて説明いたします。受付年月日：令和7年10月10日、受人：○○○○、受付番号38番は、渡人：○○○○、申請地：樺山字出水1318番、地目：畑、面積971㎡、受付番号39番は、渡人：○○○○、申請地：樺山字出水1317番1、地目：畑、面積972㎡、受付番号40番は、渡人：○○○○、申請地：樺山字出水1317番他1筆、地目：畑、面積、合わせて1,245㎡。全ての案件において、所有権移転（売買）となっております。なお、この申請は、下石委員と、中石委員による町あっせんとなっております。受人から、営農計画書が提出されており、ご家

族は6人で、うち奥様と2人でイチゴによる新規就農を計画され、農機具はトラクター、動力噴霧器、草刈機を各1台の導入を予定されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号38番から40番については10月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲渡人はそれぞれ違いますが、受人は同じです。受人は町内に住まいで新規就農を目指して、妻の実家で研修を受けております。今月推薦農家の承認を得る予定でもあります。現在使用しているイチゴハウスの移設先として、道路向かいの候補地を譲り受けるものです。農業用機械も購入予定で、農作業に従事する家族は妻と2名です。状況から見ても効率的に利用できると思えます。造反による所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

下石委員、譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんは兄弟ですか？

2番委員（下石 昭廣）

いいえ、違います。

議長（溝口 良信）

ほかにご質問はありますか。ないようですから、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号38番から40番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号38番から40番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6議案第48号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第48号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件2筆1,827㎡、田が2筆1,827㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第48号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料10頁6番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号6番、受付年月日：令和7年10月10日、申請人：〇〇〇〇、申請地：長田字秋丸6192番1他1筆、地目：田、合計面積：1,827㎡です。転用目的は山林で、資金計画は自己資金となっております。申請地につきましては農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号6番は10月26日に第3ブロック委員3名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的は山林になります。受人は高齢になり、心疾患等の持病もあり水路の奉仕作業も出来なくなり、申請地西側にある自宅の防風林になるのではないかと思ひ、今年で利用権設定が期間満了で終わる為、耕作者の同意を得られたので、今回申請をしたものです。申請地の北隣に申請者の家庭菜園として利用している畑がありますが、木が成長して陰になるような場合は、間伐や伐採等の対応をするという事です。雨水は地下浸透、生活雑排水は生じません。現地確認の結果、特に問題ないものと判断し許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第48号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、受付番号6番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第48号農地法第4条の規定による許可申請の承認につい

て受付番号6番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計12件13筆6,027.95㎡、田が6筆1,774.95㎡、畑が7筆4,253㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料12頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号34番、受付年月日：令和7年10月10日、受人：〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字岩下331-6、登記地目：宅地、現状地目：田、面積：280.95㎡です。本案件は報告議案第22号の許可書返戻を行った案件と関連しており、返戻を行ったものと同様、転用目的は一般住宅一棟ですが、申請農地を一筆のみとし規模を縮小して再度申請しております。権利の内容としましては受人の〇〇〇〇〇〇さんは農地所有者〇〇〇〇さんのお孫さんにあたり、使用貸借の設定になっております。資金計画は借入で農地区分は、農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号34番は10月25日に第4ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は7月に転用した案件ですが、渡し人が一部を農地として利用したいという事で、改めて申請し住宅を建築するものです。生活排水については合併浄化槽を設置し処理後既存側溝へ、雨水は枡を設置し既存側溝に放流するものです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇で建築業、不動産業を営んでおり、現在の事務所が手狭になってきたため候補地を探していた所、申請地を譲渡してもらえらる事となり、事務所兼貸店舗を建築するものであります。汚水については公共下水道に接続し、雨水については北側側溝に排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 37 番、受付年月日：令和 7 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：稗田 37 番地 12、地目：畑、面積：347 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟となっております。資金計画は借入となります。こちらの農地につきましては、第一種中高層住居専用区域にある農地で農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（小倉 休幸）

受付番号 37 番は 10 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は実家に住んでいますが、独立したく土地を探していた所、条件が一番良いとのおもいで申請地を購入し住宅を建築するものでございます。汚水は公共下水道に接続し、雨水は西側側溝に排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 38 番、受付年月日：令和 7 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字南田 2577 番地 1 他 1 筆、地目：田、合計面積：432 m²

です。受人は渡し人の〇〇〇〇〇さんのお孫さんにあたるため、贈与による所有権移転となります。転用目的は一般個人住宅一棟となっております。また、資金計画については借入となっております。こちらの農地は10ヘクタール以上の農地の連単があることから第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号38番は10月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在アパート住まいであり、資産形成のために住宅を建築したく、実家に隣接する便利の良い申請地を祖母より譲り受け、一般個人住宅を建築するものです。土地を増設するにあたり土砂の流失防止のために東側にブロックを設置し防止をはかります。生活排水については合併浄化槽を設置し水路に接続する。雨水については柵を設置し水路に接続するとのこと。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号39番、受付年月日：令和7年10月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字南田2577番地3、地目：田、現況：宅地、面積：102㎡です。受人は渡し人の〇〇〇〇〇さんの息子さんにあたるため、贈与による所有権移転となります。転用目的は追認による敷地拡張で始末書が提出されております。こちらの農地は10ヘクタール以上の農地の連単があることから第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号39番は10月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は南側の宅地に居住しており、家庭菜

園として農地を利用していましたが、平成25年に車庫・物置を設置する計画をしたところ、住宅敷地内での利便性を考慮した結果、申請地に越境し設置したものです。よって、是正申請するものです。すでに農地との境界にL型擁壁を設置し被害が及ばないようにしています。雨水については地下浸透です。始末書が提出されております。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 40 番、受付年月日：令和 7 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀 4640 番地 15、地目：畑、面積：332 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟となっております。また、資金計画については借入となっております。こちらの農地は、第一種住居区域にある農地で農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 40 番は 10 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在アパートに居住していますが、家族が増え家も手狭になってきたため、申請地を購入することになりました。一般住宅を建築するものであります。汚水については公共下水道へ接続し、雨水については南側道路側溝へ接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 41 番、受付年月日：令和 7 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在借家住まいであり、子供の成長とともに手狭になってきたため、申請地に住宅を建築するものです。汚水については公共下水道へ接続し、雨水については南側道路側溝へ接続のため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 43 番、受付年月日：令和 7 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字上村 4107 番地 21、地目：畑、面積：138 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅一棟となっており、今回の申請地と連結し立体的に利用するかたちになっております。また、資金計画については借入となっております。こちらの農地につきましては、農地法施行規則第 4 4 条第 2 号により第 2 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 43 番は 10 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在町内在住で借家住まいですが、手狭になってきたため、現在の住まいに近く利便性の良い申請地に住宅を建築するものです。周囲にブロック塀を設置し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し処理後、東側道路側溝に流します。雨水については柵を設置し、東側道路側溝へ流します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 44 番、受付年月日：令和 7 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字上村 4107 番地 3、地目：畑、面積：310 m²です。売買に

よる所有権移転で、転用目的は物置・露天駐車場（砂利敷き）となっております。また、資金計画については自己資金となっております。こちらの農地につきましては、農地法施行規則第44条第2号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号44番は10月25日に第4ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は申請地隣で居住しており、都城で事務用厨房施設機器を取り扱う商売をしているが、事務所が手狭になってきたため、自宅の隣に倉庫と一部駐車場として利用するものであります。周囲にブロック塀を設置し整地をして砂利を敷き、雨水については自然浸透とし、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号45番、受付年月日：令和7年10月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：新馬場22番地21、地目：田、面積：460㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅一棟となっております。また、資金計画については借入となっております。こちらの農地につきましては、第一種低層住居専用区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号45番は10月24日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在稗田の借家住まいであり、子供の成長とともに手狭になってきたため、今回住宅を建築するものです。汚水については公共下水道へ接続し、雨水については北側道路側溝へ接続し、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号34番から45番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号34番から45番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案第50号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第50号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が16頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第50号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第50号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計4件6筆5,474㎡、うち田が2筆1,896㎡、畑が4筆3,578㎡でございます。利用権設定につきまして合計22件52筆50,468㎡、うち田が28筆28,077㎡、畑が24筆22,391㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料18頁25番から28番となっております。利用権設定各筆明細は総会資料19頁352番から23頁373番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料18頁25番から28番、利用権設定に関する総会資料19頁352番から23頁373番についてについて意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。10月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第10回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時